

国からの権限移譲の受け皿を目指して

1 最近の動き

- 第3回新潟州構想検討委員会では、「国の出先機関の受け皿としての『新潟州』の位置づけ」として、基本的な考え方や広域的な受け皿の必要性に対する考え方を示すとともに、ハローワークなどの想定される具体的な事務・権限についても言及したところである。
- その後、国においては、平成23年12月26日に開催した地域主権戦略会議において、「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」として、ブロック単位での移譲に向けた今通常国会への法案の提出や、直轄道路・直轄河川、ハローワーク等の個別課題についての今後の取組方針が示された。【資料3-1参考資料①及び②参照】

2 今後の方向性

- こうした状況を踏まえ、本検討委員会としては、次の方針を2本柱とし、今後の対応を進めるよう提言するものである。
 - ① 「アクション・プラン」に基づき、個別の取組を進めることで受け皿づくりの実績を積み重ねるとともに、
 - ② 丸ごと移管に向けた「受け皿づくり」の検討を引き続き進める
- なお、その際には、県と市がそれぞれ受け皿となることで、新たな二元行政を生じないか、広域自治体と基礎自治体の約振り分担を踏まえた事務・権限の再配分を行う必要はないのか、といった点に留意すべきである。

3 アクション・プランへの対応

(1) 直轄道路

- アクション・プランに基づく、個別課題への取組の1つとして、直轄国道の移管が挙げられる。すなわち、アクション・プラン記2(1)によれば、「一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては、原則移管することを基本とし、（中略）移管の対象となり得る道路を国と都道府県・指定都市の間で確認し、積極的に取り組んでいく」とこととされている。
- これを本県に照らした場合、「116号」が一の都道府県内で完結する直轄道路ということになる。同路線は、柏崎市長崎を起点とし、新潟市中央区を終点とする総延長79kmの直轄国道である。
- 同路線は、次のような観点からも、積極的に移管に向けた検討を行うべきである。
 - 同路線は、地域における企業や個人の活動を支える地域的な社会資本としての機能を担っており、県や市が管理している国道県道・市道とともに一体的に整備・管理することにより、効率性の向上が期待できる。
 - また、渋滞箇所解消のための改良や住民ニーズを踏まえた除雪実施など、地域の課題に対して迅速な対応が期待できる。
- なお、同路線は、総延長79kmのうち、新潟市内の32kmを政令市である新潟市が、残りの47kmを県が移管先として想定されているが、広域的な観点からの一体的な管理についても、留意する必要がある。

(2) ハローワーク

- 次に、アクション・プラン記2(3)に基づく「ハローワーク」が挙げられる。すなわち、ハローワークについては、「利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずる」とこととされている。

- ハローワークについては、第3回検討委員会において、「県と市でモデルケースをつくり、具体例を示すことを検討すべき」と提言していたところである。
- これに対する県と市の共同提案に向けた検討・整理状況は【資料2-2】のとおりである。
- 福祉サービス及び職業訓練の一体的な展開を図り、広域自治体と基礎自治体が一体となって、ワンストップサービスの一環としてハローワーク機能を運用していく効果は、【資料2-2】に記載のとおりであるが、県と市が具体的な提案に向けた検討を重ね、より良い住民サービスのために、国に提案していく姿勢は重要であり、今後この方向でさらに提案内容を詰め、早期に国に提案を行うよう期待する。
- なお、このハローワークの一体的展開については、新潟市のみならず、他の市町村とも様々な工夫によって波及させていくべきものであり、県と新潟市との成功事例については、希望する市町村にも広げるよう付言しておく。

(3) その他（共通課題）

- 上記2項目のほか、第15回地域主権戦略会議においては、「各府省が移譲できるとする「A-a」事務と知事会が自由度向上につながるとして特に先行的に移管を求める3事務の両方を検討のテーブルに載せて議論を進める」とこととされており、こういった分野の検討も進めていく必要がある。
- このうち、特に知事が先行的な移管を求めている3事務については、新潟州構想の中でも重点的に整理していく必要がある。
 - ① 農地転用（地方農政局）
 - ② 中小企業やベンチャー支援、地域産業の振興等（経済産業局）
 - ③ 利便性の高い交通体系の構築（地方運輸局）
- 上記3事務・権限を移譲するメリット等について、現時点の考えを整理すると次のとおりである。

① 農地転用（地方農政局）

【現状】

4 ha 以下の農地転用については、知事（新潟市長）が許可権限を有しているが、2 ha 超は、国との協議が必要であり、県（市）の審査後に再度国が同様の審査を行う二重行政の状況。事業者の負担が増大するとともに、国への協議に一定の期間を要するため、許可期間が長期化

【改善後】

- 国への協議を廃止することで、事業者の負担を軽減し、許可期間を短縮
- 自治体が有する土地利用に関する他の権限との調整も、より迅速化
- 国への協議を廃止し、4 ha超の農地転用許可権限の移譲による農地転用許可権限の一元化により、農地転用許可事務が効率化され、結果として地域経済を活性化

② 中小企業やベンチャー支援、地域産業の振興等（経済産業局）

【現状】

中小企業の経営基盤の強化や経営革新の促進を図るため、現在、経済産業局において、相談窓口の設置、フォーラムの開催、研究開発支援などを実施しているが、地方も同様の事業を実施しており、経済産業局と地方との二重行政となっている。

【改善後】

中小企業への支援等を、地方が一元的かつ自主的・主体的に取り組むことにより、支援を受ける中小企業が、一つの窓口を通じて適切な支援をより早く受けることができるようになり、ひいては地域経済の発展に資する。

③ 利便性の高い交通体系の構築（地方運輸局）

【現状】

現在の地方運輸局の主な事務は、バス・タクシーやトラック事業者、鉄道事業者などを対象とした「許認可」が多くを占めているが、地域交通は住民生活に関わるものである。

【改善後】

今後、さらに本格化する高齢社会を見据えれば、地方運輸行政は、従前の「事業者」を対象とした指導・監督ではなく、高齢者など「人」を中心に利便性の高い交通体系を構築するという政策的な視点が重要。地方に移譲することで、地域の実情に通じた総合的な政策が展開できる。

4 新潟の実情や特性を踏まえた移管を求めて

- 第3回検討委員会では、ハローワーク、地方農政局、地方整備局の移管を求めていくべきとしたところであるが、新潟の実情や特性などを踏まえ、拠点性のさらなる向上を求めていくためには、次の機関についても、検討を進めるべきと思われる。
 - 経済産業局
中小企業支援や商店街の振興対策など国・県・市町村の間で重複感が多い。新潟州構想の成長戦略の強化に資するためにも、地域の産業や経済に関する事務権限は地方に一元化すべきである。
 - 地方運輸局
上記のとおり、交通政策についても地方整備局の事務権限と合わせ、より一体的な整備・運用が図られるほか、観光振興についても一体的な展開が図られることが期待できる。
- このほか、関西広域連合や九州地方知事会が移管を求めて、具体的な検討対象とされている「地方環境事務所」についても、検討に値するものと想定される。

5 広域的な受け皿への対応

- 国の出先機関が行っている事務権限の移譲を新潟州として積極的に受けることで、地域の総合力を高め、拠点性の向上や成長戦略の強化につながるということは、第3回検討委員会で述べたとおりである。
- そのためには、国の出先機関の管轄区域が最も錯綜している新潟の地勢学的な特性を乗り越え、引き続き「受け皿づくり」を検討していく必要がある。
- この点については、今後、検討項目4「州構想が目指す制度改正」を追求していく中で、明らかにしていくこととする。

23.12.26

出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針

「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」については、現在の取組を継続。その他の 3 課題については、全ての取組のベースである「アクション・プラン」を、百からゼロかということではなく、少しでも前進させるよう、取組を強化。

「アクション・プラン」の課題	取組状況
出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲	来年の通常国会への法案提出に向け最大限努力。

「アクション・プラン」の課題	今後の取組方針
直轄道路・直轄河川	直轄道路・直轄河川チーム会合を開催するなどにより、具体的に動かしていく案を検討する。
ハローワーク	知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。 同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西 1 か所ずつハローワークが移管されていると実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。
共通課題（その他の一都道府県内完結事務）	各府省が移譲できるとする「A-a」事務と知事が自由度向上につながるとして特に先行的に移管を求める 3 事務の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。 3 事務については、知事が移譲できるとする理由や効果についても十分検討する。

広域的実施体制の枠組み（方向性）（案）

「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成 22 年 12 月 28 日閣議決定）記 1 に基づき、広域的実施体制の枠組みについては、以下の点に留意しつつ、既存の広域連合制度をベースに当該制度を発展させるための検討を進め、平成 24 年の通常国会に特例法案を提出することを目指す。

なお、移譲を受けようとする具体的な意思を有する関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補として、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を行う。

1 執行機関の在り方

- 執行機関の在り方については、以下の視点を踏まえ検討する必要がある。

〔検討の視点〕

- ・構成団体間の利害調整が適切に行われる体制
- ・緊急時等に迅速な意思決定が確保される体制
- ・一部の構成団体の考えに偏らない公平・公正な判断が保障される体制
- ・広範な事務・権限を処理するにふさわしい体制

こうした点を踏まえ、

- ・権限と責任を有する長を置く（構成団体の長との兼職を妨げない）
- ・構成団体の長をメンバーとする会議を置く
- ・専任の執行役（仮称）を置く

こととし、制度の詳細については引き続き検討する。

2 議会の在り方

- 常任委員会等の設置、定例会の回数増や会期の長期化等について広域的実施体制の議会の自主的な取組を促す。

3 監査・透明性の確保

- 包括外部監査契約の締結を義務付ける。
- 移譲事務の実施状況を広域的実施体制自ら検証し評価する仕組みを特例法に基づく基本方針で定める。

4 広域的実施体制の区域

- 国民の利便性や永続的な社会資本の整備管理等を確保する観点を踏まえ、ブロック単位で出先機関の移譲を受ける広域的実施体制の区域として必ず含まなければならない都府県の区域を定める。
- まずは、関西、九州両地域を念頭に区域の在り方を検討する。

5 組織の安定性、永続性

- 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けた広域的実施体制が解散する場合及び構成団体が脱退する場合の手続等は、別に法律で定める（当該法律が定められなければ、解散、脱退はできない。）。

6 北海道、沖縄県の取扱い

- 北海道と沖縄県については、一の道県で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けられる取扱いとする。

7 効果的・効率的な広域行政の推進

- 構成団体の事務・権限を持ち寄ることにより、広域行政をより効果的・効率的なものとする。
- 政令市の加入を促進する。

8 移譲対象となる事務・権限

- 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。
- 事務区分、国の関与（指示、同意、許可等）、並行権限行使について検討した上で、なお不都合が生じる場合には、移譲の例外となる事務・権限とすることを個別に検討する。

9 事務区分、移譲事務に係る国の関与（指示、同意、許可等）の在り方、並行権限行使

- 個別の事務・権限ごとに、まずは現行法制に照らして検討を行い、不都合が生じる懸念があれば、対応策を柔軟に検討する。

10 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

- 大規模災害時等に全国の人員や資機材を結集し現場力・統合力・即応力をもって組織的・機動的に対応できるよう、詳細については引き続き検討する。

11 個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

- 事務の位置づけを明確化するため、可能なものは個別作用法に規定することを基本としつつ、それ以外の事務についても、特例法に根拠規定を設ける等の措置を含め、その法制的な在り方について検討する。

12 新たに必要となる事務の取扱い

- 出先機関の移管が行われた地域においては、他の地域で出先機関が処理することとなる新たな事務について、広域的実施体制が処理することを基本に、法令上の手当て等について検討する。

13 人員の移管

- 円滑な移管を実現するため、移管する要員規模の決め方、移管の方法、身分の取扱い、処遇上の取扱い等について、主として以下の点に重点を置いて検討を進める。
 - ・ 移譲される事務・権限に従来国で要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とする。
 - ・ (別に辞令を発せられない限り) 事務・権限の移譲の日において、移譲先の職員となることとし、移管の前後において、職員の就く官職の職務と責任は同等とすることを基本とする。
 - ・ 給与、休暇、服務については、移管先の条例等に拠ることとし、退職手当については、国、地方の勤続年数を通算の上、最終退職官署において支給する。共済については、国家公務員共済組合の組合員から地方公務員共済組合の組合員になる。
 - ・ 移管前後で国・地方を通じて公務能率を維持・向上させる必要があることから、人事交流を含むキャリアパスや採用における任用上の配慮、研修、人事記録等の引継ぎ等の必要な措置を講ずるものとする。

14 財源

- 移譲される事務・権限の執行に要する財源について、改革の理念に沿った必要な措置を講ずる。

